

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味について

「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

「相当の期間」については、文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 学校における調査

ア 重大事態の報告

学校として、重大事態が発生した場合、速やかに市教育委員会へ報告を行う。重大事態か否かの判断については、生徒や保護者からの申立てを真摯に受け止めたうえで、市教委の判断を仰ぐとともに国が示すガイドラインを参考とする。

イ 調査の趣旨及び調査主体について

調査の主体が、学校が主体となって行う場合、従前の経緯や事案の特性、いじめられた生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に十分な結果が得られるよう努める。また、学校が調査主体となる場合であっても、法第 28 条第 3 項に基づき、市教育委員会の必要な指導や、人的措置も含めた適切な支援に従う。

また、生徒の自殺という事態が起こった場合、いじめがその要因として疑われる場合の背景調査の在り方については、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成 23 年 3 月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考に調査を行うものとする。

ウ 調査を行うための組織について

学校が調査の主体となる場合、法第 22 条に基づき学校に必ず置かれる「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、適切な専門家を加えるなどの方法による調査を行う。

なお、この場合、調査を行うための組織の構成員に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除いた構成員で調査に当たる等、当該調査の公平性・中立性確保の観点からの配慮に努める。

また、調査を行う者は、調査で知り得た情報を漏らしてはならないことを強く自覚する。

エ 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査するよう心掛ける。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするもので

なく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

学校は、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢を重視し、アドバイザー等専門家からの調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組むよう努める。

オ 調査結果の提供及び報告

(ア) いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報提供

学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告を行う。

これらの情報の提供に当たっては、学校は、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

(イ) 調査結果の報告

調査結果については、速やかに市教育委員会に報告する。なお、上記(ア)の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を提供する。